

日本私立学校振興・共済事業団
の助成業務に関する令和8年度計画

令和8年3月27日
日本私立学校振興・共済事業団

日本私立学校振興・共済事業団の助成業務に関する令和8年度計画

日本私立学校振興・共済事業団法（平成9年法律第48号）第26条の規定により、令和5年3月27日付け4文科政第169号で認可を受けた日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）の助成業務に関する中期計画に基づき、令和8年度の業務運営に関する計画を次のとおり定める。

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 補助事業

- (1) 各私立大学等に対する補助金の交付については、関係法令及び交付要綱等を遵守し、必要に応じて取扱要領、配分基準を改正し、適正な配分を行う。

- (2) 補助金の適切な配分を行うため、以下の取組を行う。
 - ① エッセンシャルワーカーや産業人材等の育成、国際競争力強化に資する研究振興、地域創生など、私学の特色を活かして効果的で質の高い教育研究に取り組む私立大学等を重点的に支援するとともに、交付要件・配分方法の見直し等、必要な取組を行う。

 - ② 将来を見据えたチャレンジや経営判断を自ら行う経営改革の実現を図るとともに、その知見やノウハウの普及・展開を図る取組について継続的に支援する。

- (3) 補助金の申請段階のミス防止を図るとともに、適正な使用を徹底するため、以下の取組を行う。
 - ① 補助金制度を周知するため、補助金事務を初めて経験する入門者向けの学内研修用教材を配付する。また、個別法人の質問対応、配分方法の変更点等の周知及び申請ミス防止のため、補助金相談会・説明会を実施する。その際、補助金説明会においては、会計検査院実地検査における指摘等の具体例を説明するなど、申請ミス防止に向けた説明内容の充実を図る。

 - ② 補助金説明会実施時に、説明会の理解度及び学内研修用教材の活用の有無・理解度等のアンケートを実施し、補助金説明会及び学内研修用教材の理解度を90%以上とする。また、アンケート結果を踏まえて取組内容等の充実を図る。

 - ③ 各私立大学等の調査を行い、補助金の適正な執行の確認を行うとともに申請事務等の指導・助言を行う。

 - ④ 配分方法の変更点や申請上注意すべき点等について、注意を喚起するために、電子窓口、私学関係団体の研修会及び広報誌などにより各私立大学等に周知する。

2 貸付事業

- (1) 学校法人等の資金需要及びニーズを踏まえた適正かつ有効な貸付を実施するため、以下の取組を行う。
- ① 学校法人等に、施設設備計画及び借入希望額のアンケート調査等を行うことにより、今後の借入ニーズを適切に把握し、貸付財源を安定的に確保する。
 - ② 学校法人との情報交換を緊密に行うことや、直近の変更点を中心に融資制度の周知徹底を図ること等によりニーズを把握・発掘し、必要に応じ融資制度の見直しを行い、融資制度や利便性等に関する満足度調査において、「満足した」の割合を、融資制度 90%以上、利便性 90%以上とする。
- (2) 少子化を背景として学生等総数の減少が見込まれる等、学校法人等における経営環境が一層厳しくなることが予想されるなか、貸付事業の安定的な運営を図るため、以下の取組を行う。
- ① 与信審査の向上のため、諸データを活用し、事業の適切性、資金計画の妥当性、償還の確実性並びに担保物件及び保証人の妥当性の検証を行う。その際、必要に応じて、専門家からの意見聴取や法人への訪問を行う。
 - ② 滞納を抑止するため、貸付先学校法人等の信用格付によるモニタリングを行い、早期に経営状況等の変化を把握するとともに、法人への訪問やヒアリングなどの対応を行う。
 - ③ 返済期日に入金のない貸付先学校法人等には、電話、メール、文書、面談、実地調査等による督促を迅速に行い、早期の滞納解消・回収を図ることにより、9月償還分において新たに元金の滞納が発生した学校法人等のうち年度内に回収できた法人の割合を 95%以上とする。
また、学校法人等の自主性・自律性の観点から、経営状況が悪化している学校法人等に対しては、私学経営情報センターと連携し、法人の財務情報等の提供を受けるとともに法人に対して経営相談等により、自ら改善等を行うよう促す等、貸付債権の確実な回収を図る。
 - ④ 長期滞納法人等へ適宜適切な対応を行い、債権の回収及び保全に努め、令和8年度末の総貸付残高に対するリスク管理債権の割合を 2.0%以下（うち、危険債権額の割合を 1.9%以下）に抑制する。

3 経営支援・情報提供事業

- (1) 私立学校の教育改革及び経営改善に向けた支援として、大学等における教育研究の質の向上に資する取組の情報や、経営の安定化に向けた教育及び経営等に関する各種情報の収集・分析の強化を図り、また、経営悪化を未然に防ぐためのモニタリングの強化を図るため、以下の取組を行う。
- ① 学校法人の経営状態について、経営判断指標や助成業務が有する情報をもとに、モニタリングを強化する。また、モニタリングで得られた情報等を参考に経営困難校を含む経営相談対象法人に対する、経営相談を申し込む誘引となる周知・案内を年5件以上行う。

- ② 経営支援・情報提供事業をはじめ、助成業務の各事業の有する情報・知見を更に事業団全体で活かせるよう、各種情報の収集・分析及び共有ができる仕組みを整備する。
 - ③ 経営相談、講師派遣、電話等様々な手段を活用して、質問への回答、事例の紹介、経営改善方策の提案等を積極的に行うとともに、円滑な撤退に向けた支援等を強化する。なお、その際には、私学経営に関する専門知識を持った弁護士・公認会計士等の人材を登録・管理し、学校法人の要望に応じて「専門家人材バンク」を効果的に活用する。
 - ④ 経営相談の内容や質を向上させるためアンケートを実施する。その際、教育の質の向上や経営の安定化等につながる等と回答のあった割合を確認し、経営相談の充実を図る。
 - ⑤ 文部科学省と連携して経営困難な学校法人に対して、経営相談を実施する。特に、経営指導強化指標等に該当し、適切な経営改善が必要とされた学校法人に対して、経営改善計画作成等の経営相談を積極的に実施する。経営相談にあたっては、学校法人経営相談チームの委員を効果的に活用する。また、早期にモニタリングが必要と判断された学校法人の経営改善計画について、内容の確認や助言等を行う。
 - ⑥ 教育改革に向けた支援として事例の紹介、FD・SD支援を実施する。
 - ⑦ DX等の活用を通じて客観的な経営診断を踏まえた「アウトリーチ型支援」を充実し、各法人の主体的な判断を促すため、個別法人への連絡機能を付加する等、システムのさらなる充実を図る。
- (2) 私立学校が自ら検証・改善等を図れるよう、私立学校のニーズを適切に把握し、それを踏まえ必要に応じ項目の追加・見直し等を反映した各種情報を提供するため以下の取組を行う。また、その情報を経営相談等においても活用する。
- ① 私立学校の教育及び経営に関する情報を収集する。特に教学改革等の事例については「大学ポートレート(私学版)」から情報を収集する。
 - ② 「私学情報提供システム」の利用方法やデータ分析などの活用に関する案内を広報誌等で行い、利用促進を図る。
 - ③ 大学等のリーダーを対象に、経営面・教学面の知識を深め、改革に向けた意欲形成を図るとともに、学校法人経営に係る専門性等の向上を目的としたリーダーズセミナーを実施する。
 - ④ 学校法人の将来を担う若手職員を対象に、経営人材の育成を目的としたスタッフセミナーを実施する。
 - ⑤ 学校法人の経営改善に資するため、必要に応じて以下の刊行物等の項目の見直し等を行い、情報提供を行う。
 - ・今日の私学財政

- ・私立大学・短期大学等入学志願動向
- ・私立高等学校入学志願動向

- ⑥ 私立学校における教育及び経営に関する好事例や特色ある取組について情報の収集・提供を実施する。
- ⑦ 学校法人が自らの経営状態を早期認識し、課題改善を行うため、自己診断チェックリスト、経営判断指標及び利用ガイドの活用方法をホームページ等に掲載するとともに、経営相談やセミナー、研修会等において説明する。
- ⑧ 学校法人の資産運用に関するアンケート（私立大学・短期大学を設置する学校法人を対象）を実施し、結果を公表する。

4 寄付金事業

- (1) 学校法人等の多角的な財政基盤の確立に向けた支援として、以下の取組を行う。
 - ① 寄付金募集活動の実態及び寄付金制度や手続き等を周知するとともに、寄付金募集に係る知識や意欲の向上等を図るための取組を年間 26 件以上行う。
 - ② 社会一般から学校法人等に対する寄付の促進を図り、寄付文化の醸成に資するため、学校法人等への寄付に係る各種税制優遇制度等や寄付金ポータルサイト（学校法人等の寄付金募集情報を集約した Web サイト）の周知を目的として、経済団体等への情報提供等を年間 24 件以上行う。
- (2) 「若手・女性研究者奨励金事業」の財源となる寄付金（募金目標額 2,100 万円）を確保するため、奨励金の社会的意義について更なる周知を図り、広く社会一般からの理解を得ることを目的として以下の取組を行う。
 - ① 「若手・女性研究者奨励金事業」に対して寄付金による支援を求めため、企業等への周知活動、及び制度周知のための企業等向けの募金趣意書や事業紹介リーフレットの作成を行うとともに、ホームページの充実を図り、また、閲覧機会を多く得られる外部の寄附紹介サイトへの掲載など、広く社会一般に向けた奨励金の周知について、年間 20 件以上行う。
 - ② 「若手・女性研究者奨励金事業」に対する寄付金付き自動販売機からの寄付金による支援を求めため、寄付金付き自動販売機の仕組みなどの説明の訪問、または WEB 会議の実施、ホームページでの案内等を通じ、自動販売機の設置促進を図る。

5 学術研究振興基金・資金事業

私立大学等における特色ある学術研究の充実を図るため、以下の取組を行う。

- ① 学術研究振興資金を 80 百万円以上交付する。

- ② 長期にわたり安定的に資金交付を行うことを目的として、長期的視点に基づき学術研究振興基金運用検討委員会において検討を行い、「学術研究振興基金」の効率的な運用に取り組む。

6 減免資金交付事業

各私立大学等に対する減免資金の交付については、関係法令及び交付要綱を遵守し、適正に交付する。

2. 業務運営の効率化に関する事項

1 効率的な業務運営体制の確立

- (1) 私学振興に係る業務を総合的かつ効率的に実施できるよう、企画立案機能の強化を含め、事業横断的な組織の検討や、人員配置の見直しを適切に行う。
- (2) 「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、整備した体制（PMOの設置等）を通じて、情報システムの利用者に対する利便性向上や、データの利活用及び管理の効率化に取り組むとともに、情報システムの老朽化対策の検討結果を踏まえ、システム改修計画を策定し順次改修を行うなど、引き続き情報システムの適切な整備及び管理を行う。

2 経費等の見直し・効率化

- (1) 経費等の見直し・効率化を図るため、以下の取組を行う。
 - ① 予算の執行状況を定期的に精査し、効率的な執行に努める。
 - ② 経費の見直し、効率化を進めることにより一般管理費については171百万円以下とする。
 - ③ 刊行物の販売収入等自己収入を8百万円以上確保する。
- (2) 契約の適正化
契約の適正化について、以下の取組を行う。
 - ① 真にやむを得ないものを除き、原則として一般競争入札によることとする。
 - ② 一者応札が発生した場合、原因を分析し、必要に応じて仕様書の内容を見直す等、改善に向けた取組を行う。
 - ③ 契約状況について、毎月、監事による監査を受けるとともに、その契約状況について、ホームページに公表する。

3. 財務内容の改善に関する事項

1 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現

- (1) 収支計画を作成し、当該収支計画に沿った適切な運営に努める。
- (2) 事業団の健全な財政運営を維持するため、貸付規模を確保するための取組を行うなど、自己収入の増・確保及び経費の効率化に努める。

2 財務内容の管理の適正化

- (1) 事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析を実施し、その結果を経費配分や業務運営の効率化に反映させる。決算情報・セグメント情報の公表内容の充実を図る観点から、令和7事業年度決算内容のダイジェスト版及び財務状況の経年推移を作成し公表する。
- (2) 財務状態の健全性を確保するため、債権の適切な回収を図ることなどにより収支状況の改善に努める。特に、信用リスクに備えるため、適正な貸倒引当金の設定を行う。また、令和7年度決算をもとに財務シミュレーションを実施する。

3 人件費の適正化

給与水準については、国家公務員等の給与水準も十分に考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、給与水準の適正化を図るとともに、給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表する。

4 予算、収支計画及び資金計画

- ① 予算
別紙1のとおり
- ② 収支計画
別紙2のとおり
- ③ 資金計画
別紙3のとおり

5 短期借入金の限度額

短期借入予定なし

4. その他業務運営に関する重要事項

1 内部統制に関する事項

理事長のリーダーシップの下、法令等を遵守しつつ業務を行い、事業団の公共的使命及び中期目標等の達成を効率的に果たすため、以下の取組を行うとともに、引き続き内部統制の充実・強化を図る。

(1) 法人のミッションの周知徹底

中期目標・中期計画を踏まえた事業団としてのミッションを効率的に果たすため、理事会、運営審議会、執行役員会議等における審議内容及び内部統制の意義・効果について、全職員に対して周知徹底を図る。

(2) 内部監査の充実・強化

内部監査及び監事監査は監査計画を策定し、その計画に沿った監査を実施する。実施にあたっては、重点項目を定めて業務運営の実状を調査のうえ、業務の効果的かつ効率的執行及び会計経理の適正を図るために必要な助言等を行い、助言を行った事項については、その措置状況を検証する。

(3) リスク管理

業務の円滑な運営及び損失の最小化を図るため、各部署へのヒアリングを実施し、リスク因子の把握や発生原因の分析を行う。その結果をもとに、リスク管理委員会においてリスクの評価、当該リスクへの対応策の取りまとめ、対応策の推進状況の点検について検討・審議し、リスクの顕在化防止及び危機対応等を、他の内部統制の取組と併せて実施する。

2 情報セキュリティに関する事項

「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」に沿って見直した情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ対策を推進することに加え、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査において特定される課題を解決することとし、以下の取組を行う。

(1) 全職員を対象とした研修を実施する。

(2) 情報セキュリティ監査計画を策定し、その計画に沿って、情報セキュリティ内部監査を実施する。

3 事業に関する情報開示

(1) 私立大学等経常費補助金、受配者指定寄付金、若手・女性研究者奨励金及び学術研究振興資金の交付先等の事業に関する情報については、ホームページ等を活用した積極的な情報開示を行うことにより、開示件数を100件以上とする。

- (2) 公表すべき資料については速やかに開示するとともに、原則として開示と同時にホームページに掲載する。

4 施設・設備に関する事項

事業団における老朽化した施設・設備について、必要な改修を実施する。

令和8年度施設・整備計画
日本私立学校振興・共済事業団（助成勘定）
(単位:百万円)

施設・整備の内容	金額	備考
事務所改修工事	5	—

5 人事に関する事項

人材確保・育成方針を踏まえ、必要人材の確保及び研修の実施により職員の業務に必要な専門知識の向上等を図る。

また、研修に関しては既存の法人内研修だけではなく、職員の資質・能力向上を図るための外部研修を実施し、外部組織等との交流も含め新たな研修の機会の提供等について引き続き検討を行う。

6 研修等助成に関する事項

前年度決算において利益が生じた場合には、これを財源として助成金の交付及び厚生年金勘定への繰入を行う。

7 中期目標期間を超える債務負担

なし

予 算
令和8年度予算
日本私立学校振興・共済事業団(助成勘定)

(単位:百万円)

区 分	補助事業	貸付事業	経営支援・情報提供事業	寄付金事業	学術研究振興基金・資金事業	減免資金交付事業	勘定共通	合 計
収入の部								
政府出資金	—	—	—	—	—	—	—	—
借入金	—	49,400	—	—	—	—	—	49,400
貸付回収金	—	45,751	—	—	—	—	—	45,751
貸付金利息	—	6,062	—	—	—	—	—	6,062
預金利息	—	4	—	—	—	—	—	4
国庫補助金	298,719	—	—	—	—	36	—	298,755
授業料等減免費交付金	—	—	—	—	—	363,483	—	363,483
受入寄付金	—	—	—	28,021	—	—	—	28,021
受入基金	—	—	—	—	1	—	—	1
基金受取利息	—	—	—	—	82	—	—	82
雑収入	—	—	—	—	—	—	8	8
計	298,719	101,217	—	28,021	83	363,520	8	791,570
支出の部								
貸付金	—	60,200	—	—	—	—	—	60,200
借入金償還 (注1)	—	35,017	—	—	—	—	—	35,017
借入金利息 (注1)	—	3,924	—	—	—	—	—	3,924
助成金	—	—	—	—	—	—	47	47
交付補助金	298,619	—	—	—	—	—	—	298,619
授業料等減免費交付金	—	—	—	—	—	363,483	—	363,483
配付寄付金 (注1)	—	—	—	28,030	—	—	—	28,030
学術研究振興費	—	—	—	—	80	—	—	80
人件費	310	216	263	51	19	49	533	1,444
一般管理費	24	21	28	5	2	3	84	171
業務経費	265	184	219	44	18	35	—	767
施設設備費	0	0	1	0	0	0	1	5
厚生年金勘定へ繰入	—	—	—	—	—	—	23	23
雑支出 (注1)	—	—	—	—	—	—	—	—
計	299,220	99,565	512	28,131	120	363,572	690	791,813

(注1) 貸付回収金・貸付金利息・受入寄付金・雑収入(補助金に係るもの)の収入金額が予算額に比して増加するときは、その増加する金額を限度としてそれぞれ借入金償還・借入金利息・配付寄付金・雑支出(補助金に係るもの)の支出に充てることができる。

(注2) 百万円未満の端数を切り捨てているため、各欄積算と合計欄の数字が一致しないことがある。

収 支 計 画
令和8年度収支計画
日本私立学校振興・共済事業団(助成勘定)

(単位:百万円)

区 分	補助事業	貸付事業	経営支援・情報提供事業	寄付金事業	学術研究振興基金・資金事業	減免資金交付事業	勘定共通	合 計
費用の部								
経常費用								
業務費	299,138	4,424	524	28,126	118	363,569	—	695,901
交付補助金	298,619	—	—	—	—	—	—	298,619
授業料等減免費交付金	—	—	—	—	—	363,483	—	363,483
借入金利息	—	3,979	—	—	—	—	—	3,979
配付寄附金	—	—	—	28,030	—	—	—	28,030
学術研究振興費	—	—	—	—	80	—	—	80
貸倒引当金繰入	—	36	—	—	—	—	—	36
業務経費	518	409	524	96	38	85	—	1,673
一般管理費	24	21	28	5	2	3	640	726
雑損	—	—	—	—	—	—	—	—
費用の部計	299,162	4,446	552	28,131	120	363,573	640	696,627
収益の部								
経常収益								
補助金等収益	298,657	—	—	—	—	363,518	—	662,176
貸付金利息	—	6,158	—	—	—	—	—	6,158
寄附金収益	—	—	—	28,030	80	—	—	28,110
賞与引当金見返に係る収益	3	—	—	—	—	1	—	5
資産に係る繰延収益戻入	37	—	—	—	—	—	—	37
財務収益	—	4	—	—	—	—	—	4
雑益	—	—	—	—	—	—	8	8
収益の部計	298,698	6,163	—	28,030	80	363,520	8	696,500
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失(△)	△ 464	1,716	△ 552	△ 101	△ 40	△ 52	△ 631	△ 126
法人税、住民税及び事業税	—	—	—	—	—	—	0	0
当期総利益又は 当期総損失(△)	△ 464	1,716	△ 552	△ 101	△ 40	△ 52	△ 631	△ 126

(注)百万円未満の端数を切り捨てているため、各欄積算と合計欄の数字が一致しないことがある。

資金計画

令和8年度資金計画

日本私立学校振興・共済事業団(助成勘定)

(単位:百万円)

区 分	補助事業	貸付事業	経営支援・情報提供事業	寄付金事業	学術研究振興基金・資金事業	減免資金交付事業	勘定共通	合 計
資金支出								
業務活動による支出	299,107	99,562	507	28,130	119	363,571	610	791,609
交付補助金支出	298,619	—	—	—	—	—	—	298,619
授業料等減免費交付金支出	—	—	—	—	—	363,483	—	363,483
貸付による支出	—	60,200	—	—	—	—	—	60,200
長期借入金の返済による支出	—	35,017	—	—	—	—	—	35,017
借入金利息支出	—	3,924	—	—	—	—	—	3,924
寄付金の配付による支出	—	—	—	28,030	—	—	—	28,030
学術研究振興費の交付による支出	—	—	—	—	80	—	—	80
人件費支出	304	215	261	50	19	48	525	1,425
その他の業務支出	183	205	246	49	20	39	84	829
投資活動による支出	106	2	2	0	1,000	0	1	1,114
有価証券の取得による支出	—	—	—	—	1,000	—	—	1,000
有形固定資産の取得による支出	0	0	1	0	0	0	1	5
無形固定資産の取得による支出	106	1	1	0	0	0	—	109
財務活動による支出	—	—	—	—	—	—	70	70
助成金の交付による支出	—	—	—	—	—	—	47	47
厚生年金勘定へ繰入れによる支出	—	—	—	—	—	—	23	23
計	299,214	99,564	510	28,131	1,119	363,571	682	792,794
翌年度への繰越金	△ 494	3,987	△ 510	24,584	68	△ 50	△ 674	26,911
資金収入								
業務活動による収入	298,719	101,217	—	28,021	86	363,520	8	791,573
国庫補助金収入	298,719	—	—	—	—	36	—	298,755
授業料等減免費交付金収入	—	—	—	—	—	363,483	—	363,483
貸付金の回収による収入	—	45,751	—	—	—	—	—	45,751
貸付金利息収入	—	6,062	—	—	—	—	—	6,062
長期借入による収入	—	49,400	—	—	—	—	—	49,400
寄付金の受入による収入	—	—	—	28,021	—	—	—	28,021
基金利息の受取額	—	—	—	—	86	—	—	86
その他の業務収入	—	—	—	—	—	—	8	8
利息の受取額	—	4	—	—	—	—	—	4
投資活動による収入	—	—	—	—	1,000	—	—	1,000
有価証券の償還による収入	—	—	—	—	1,000	—	—	1,000
財務活動による収入	—	—	—	—	1	—	—	1
民間出えん金の受入による収入	—	—	—	—	1	—	—	1
政府出資金の受入による収入	—	—	—	—	—	—	—	—
計	298,719	101,217	—	28,021	1,087	363,520	8	792,574
前年度よりの繰越金	—	2,333	—	24,695	100	1	—	27,130

(注)百万円未満の端数を切り捨てているため、各欄積算と合計欄の数字が一致しないことがある。